

和歌山県

NPO

Wakayama Prefecture
Non Profit Organization
Guide Book

ガイドブック

NPO ってなに？

02

マルチステークホルダーと共助社会づくり

03

NPO 法人制度

04

NPO 法人設立までの流れ

06

NPO 法人設立時によくある質問

07

NPO にまつわる Q&A

08

1998年12月のNPO法（特定非営利活動促進法）の施行以来、和歌山県内でも数多くのNPO法人（特定非営利活動法人）が活躍しています。また法人格を取得しなくとも、地域づくりの担い手として活動を進めているNPOも多数あります。地域の住民のみなさんが中心となって地域の課題解決を目指すNPOの存在は今やまちづくり・むらづくりには欠かせなくなっています。

このガイドブックでは、主にNPO法人の制度や役割などについてご紹介しています。既にNPO・NPO法人として活動されている方も、これからNPO・NPO法人をつくろうとお考えの方も、ぜひ、ご覧下さい。

NPO ってなに？

和歌山県には現在 400 近くの NPO 法人が活動を展開しているほか、数多くの NPO・ボランティア団体が活動しています。「地域の課題」を「自分たちの手で解決する」ことを目指して活動する NPO の存在感は年々増えています。まずはじめに「NPO」「NPO 法人」について簡単に取り上げます。基礎知識としてご覧下さい。

NPO とは

NPO は「Non Profit Organization (非営利団体)」の略で、不特定多数の方の利益を増進することを目的にして、ボランティア活動や市民活動を行っている民間団体のことをいいます（ここでは、市民活動とは「市民がおこなう公益的な活動」と捉えています）。

言葉としての「NPO」が認知されるようになったのは 1990 年代後半頃からですが、実際には古くから地域防災、環境保護や地域福祉、子育て支援、まちづくりなど様々な活動に取り組む非営利団体が多数あります。みなさんのすぐ身の回りにも「NPO」はきっとたくさんあります。

ボランティアとの違い

例えば、個人（有志）が近所の道路や公園の清掃などを善意で行う活動が「ボランティア」です。この活動が定例化し、会の名前をつけたり、メンバーの名簿を作成したり、活動報告をするまで規模が大きくなると「ボランティア団体（グループ）」になります。さらに活動が拡大し、会則を定めたり、役員会や代表者を置いたりして組織としての形が整えられ、メンバーが替わっても活動を継続して行う団体にまで発展すると「NPO」といえるかと思われます。

ボランティアは「人」、ボランティア団体は個人の「集合体」、NPO はさらに発展して継続的に活動している「組織体」と言えます。

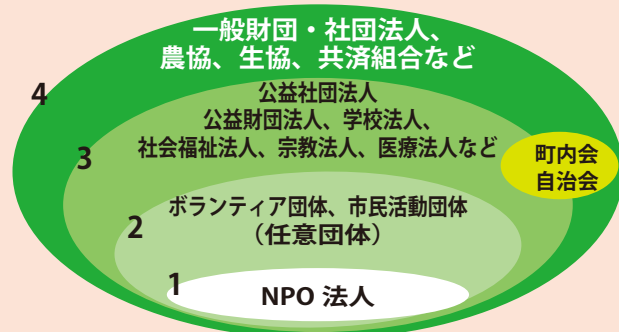
NPO 法人とは

1998 年 12 月に施行された特定非営利活動促進法（NPO 法）により、民間の非営利活動団体が簡易な手続きで「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という法人格を取得することができるようになりました。

法人格を取得すれば、その団体に民法上の「人格」が与えられます。契約行為を団体名で取り扱うことができるために、個人にかかる負担が軽減され、また団体の財産、団体としての責任などを明確にすることができるようになります。また、法人格を取ると、様々な情報公開の機会を通じて、社会的に認知されやすくなります。

NGO とは

NGO は「非政府組織」と呼ばれます。NGO も営利を目的としない活動をおこなっている点からすれば NPO の一種ですが、特に政府などに属さず国際協力活動を行う民間団体が「NGO」として活動を行っています。



NPO の分類例。様々なとらえ方がありますが、上記 1 が最狭義の NPO、2 が一般的な NPO の捉え方、4 が最広義の NPO と考えられます。

マルチステークホルダーと共助社会づくり

マルチステークホルダープロセス

最近の地域課題は単に行政や企業、NPOなどが単独で解決に当たることが困難なものも少なくありません。その課題に関係している複数（＝マルチ）の主体（利害関係者＝ステークホルダー）が意見やアイデアをもちより、互いを尊重しながら解決策を探る動きが増えてきました。これをマルチステークホルダー・プロセス（MSP）といい、地球規模の課題解決の手法から、地域課題の課題解決の手法まで応用ができるとして、期待されています。

NPOと行政や企業と共助社会づくり

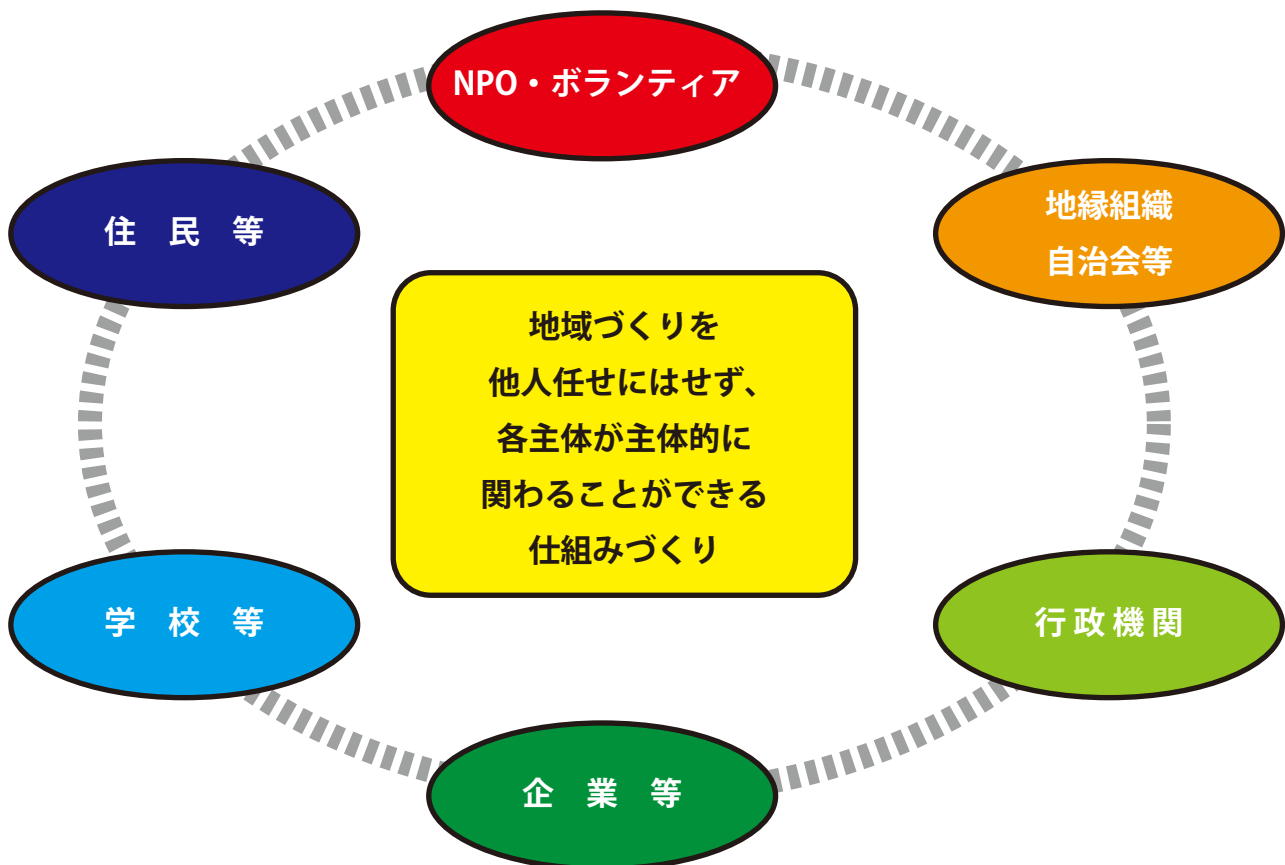
これからの地域づくりは自助や公助だけではなく、NPOや行政と企業が連携して行われる「共助」による取組が重要であると考えられます。

NPO・行政・企業等がそれぞれ有する専門性やノウハウ等の力を合わせて、共通目標に向けて取り組むことで、活動の中身がいっそう充実することが期待できます。

そのためには、相手の行動原理や事業遂行のしくみを互いに理解し、関係者がそれぞれに責任分担しながら進行することが大切です。

人口減少にともなって、地域づくりはこれまで以上に厳しい状況になることが想定されています。地域を構成する様々な主体が単独で取り組むのではなく、複数の主体が連携・協働して地域課題解決を図るなどの取り組みが求められます。

「共助社会」のイメージ



NPO 法人制度

NPO 法人（特定非営利活動法人）を設立するには所轄庁の認証が必要です。設立認証申請書類を所轄庁（和歌山県に主たる事務所を置く場合は和歌山県庁）に提出し、審査を経て認証を受けたのち、法務局で登記をすれば NPO 法人設立となります。NPO 法人になるとできることと、義務として課せられることを十分把握して NPO 法人の設立を検討してください。

NPO 法人になるための基準（1）

NPO 法人格を取得するためには大きく 2 つの基準があります。1 つめは、団体の活動が NPO 法に定める 20 分野の活動のうちいずれかに該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていることです。

20 の活動分野は以下の通りです。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※ 複数の活動分野を掲げても構いません。

※ 20 については 2021 年 6 月現在、和歌山県では条例で定められた活動はありません。

NPO 法人になるための基準（2）

NPO 法人格を取得するための 2 つめの基準は以下の 8 つの条件をすべて満たすことです。

- 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- 10 人以上の社員（総会で議決権を持つ人）を有するもの
- 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- 役員（理事・監事）のうち報酬（役員としての報酬）を受け取る者の数が、役員総数の 1/3 以下であること
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- 暴力団でないこと、暴力団やその構成員等の統制の下にある団体でないこと

NPO 法人ができること（1）

法人格を取得することで、法人名義で様々な契約行為をすることができます。法人格がない団体（任意団体）は代表者など個人が契約することとなるため、責任が個人に集中しがちですが、NPO 法人は団体として契約しますので代表者と団体の責任関係が明確になります。



「法人」とは「人格」をもった団体のこと。人が生まれると出生届を役所に提出するように、法人は法務局に設立登記をします。また、人が権利を得て義務を負うように、法人も権利を得て義務を負います。社会的責任を果たすことが法人として大切なことです。様々な権利と義務を十分理解し、地域に対して責任を果たすよう、心がけて下さい。

NPO 法人ができること (2)

定款で定めることで「その他の事業」として、特定非営利活動に係る事業以外の事業をおこなうことが可能です。その他の事業の収益は全額 NPO 活動に充当することで、NPO 法人の収益面の支えとすることができます。

【例 1】子どもの育成をする NPO 法人が、和歌山県の農産物を販売し、その収益金を子どもの育成事業に活用する

【例 2】まちづくりに取り組む NPO 法人が、事務所の前に自動販売機を設置し、販売手数料収入をまちづくり事業に活用する

もちろん、特定非営利活動に係る事業で収益をあげることは認められていますので、すべての団体がその他の事業を行う必要はありません。

なお、NPO 法人は定款に定めていない事業をおこなうことはできません。新たに事業を行いたい場合は定款変更をしなければなりません。

NPO 法人と収益活動

「NPO 法人は非営利なんだからお金儲けをしてはダメ？」という声を聞きますが、非営利とは、剰余金を構成員に分配することができないことを指します。

活動を継続的にこなうために必要な経費を、会費や寄附金だけではなく、事業収入で獲得していくことを是非検討下さい。それにより法人税や消費税等が発生することもあります。それだけの義務を果たして活動を安定させることを選択される団体は長続きする傾向があるようです。

なお NPO 法人に職員を配置することは、法人の運営や事業活動を円滑に進めるのに必要なことであり、有給の職員を雇用することも問題はありません。

NPO 法人の義務

いくら非営利といえども法人ですので、法人としての納税の義務が発生します。法人県民税と法人市町村民税の「均等割」は NPO 法人も課税の対象となります。

また特定非営利活動に係る事業であっても、その事業が「法人税法上の収益事業」にみなされる場合（詳細は 10 ページに掲載）法人税の課税対象となります（なお、これに該当しない場合は、県税・市町村税担当課への申請により、上記の法人市民税・県民税の均等割が免除・減免されることがあります）。

また、源泉徴収の義務のほか、収入額や収入の内容などの条件により消費税の課税対象にもなることがあります。詳しくは税務署等にご確認下さい。

ほかに NPO 法人に課せられる義務として以下のようなものがあります。

- NPO 法や定款に沿った運営をすることが求められます。総会を年 1 回以上開催することのほか、事業報告・役員変更・定款変更等の届出や申請が必要です。
- 定款などを事務所に備え置くとともに、事業報告書等の情報公開が必要です。
- NPO 法に基づき、事業年度終了後 3 ヶ月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出する必要があります。これは県民のみなさんへの公開書類となります。また、貸借対照表を定款に定めた方法で公告しなければなりません。
- 組合等登記令による義務として、法務局へ必要事項の登記と、登記事項（事業や役員に関する内容を含む）に変更があった場合は、変更があった日から 2 週間以内に変更登記が必要です。役員の再任も登記事項の変更になりますので、役員が到達するたびに変更登記が必要になります。
- NPO 法人で職員を雇用した場合、一般の会社法人同様、源泉徴収のほかに労働保険等への加入などが義務として課せられます。
- マイナンバーの取り扱いや個人情報保護などへの対応が求められます。



NPO 法人設立までの流れ

NPO 法人設立の際に必要な書類や手続きの流れをご紹介します。

書類については、和歌山県のホームページでダウンロードできます。記載例も掲載しているので、自身で作成いただくことも可能です。それぞれの書類の中身を十分に理解して作成されると法人運営にも役立ちます。

NPO 法人設立認証に必要な書類

申請時に提出する書類は、次のものが NPO 法で定められています。

- 設立認証申請書（県所定の様式）
- 定款
- 役員名簿（氏名・住所・報酬の有無を記載）
- 就任承諾書及び誓約書のコピー
- 役員の住所または居所を証する書面（住民票等）
- 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- 確認書（宗教・政治活動を主たる目的にしないこと等）
- 設立趣旨書
- 設立についての意思の決定を証する議事録のコピー
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

書類によって必要部数が異なりますので、十分ご注意ください。

NPO 法人設立認証申請までの流れ

1. NPO 法人制度を十分把握し、検討する
法人化することで事務量が確実に増えます。メリットとともに果たすべき責任と義務を総合的に判断し、NPO 法人化が適切かどうかを検討します。設立趣旨も明らかにします。
2. 役員体制、会員種別などを検討する
法人の社員（総会で議決権を持つ人のことで 10 名以上必要）・役員（理事 3 名以上・監事 1 名以上）の体制、会員制度（「正会員」「賛助会員」など）を検討。
3. 事業内容、予算などを策定する
設立認証時には設立初年度と翌年度の 2 カ年分の事業計画書・活動予算書の作成が必要。
4. 定款を作成する
5. 設立総会を開催する
6. ほかの書類を準備する
総会議事録をはじめ、認証申請に必要な書類を作成。

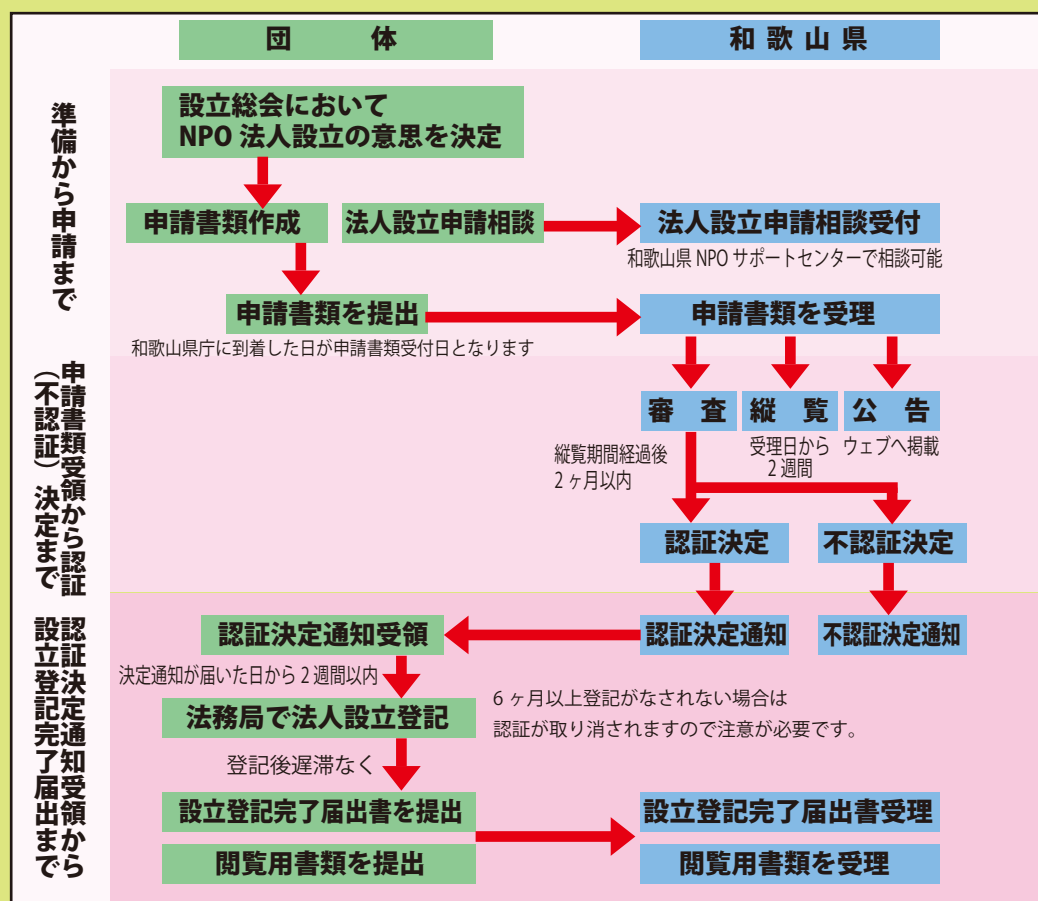
フロー図

NPO 法人設立認証に関する大まかな流れを右図にまとめました。

法人設立申請に関するご相談は和歌山県 NPO サポートセンターでお受けしています。

認証の手続きは和歌山県庁で起こないます。

認証後は法務局での法人登記が必要です。登記手続きについては事前に法務局等でご確認下さい。



NPO 法人設立時によくある質問

NPO 法人設立を検討されている方から、和歌山県 NPO サポートセンターや和歌山県庁によく寄せられるご質問を Q&A 方式でまとめました。

なお、Q&A はわかやま NPO 広場 (<https://www.wakayama-npo.jp/>) にも掲載しています。このほかのご質問がありましたらお気軽に和歌山県 NPO サポートセンターへお問い合わせ下さい。

● NPO 法人になるにはお金がかかりますか？

NPO 法人を設立するのに資本金は必要ありません。0 円での法人設立も可能です。また、認証申請そのものには費用は一切かかりません。必要書類を自分たちで作成すれば、きわめて安価な費用（書類のコピー代や書類の発送代、消耗品費用などの実費程度）で NPO 法人の設立認証を申請することが可能です。

ただし、設立後に登記簿謄本を取得するときに収入印紙が必要ですし、法人としての印鑑も必要です。1 円もお金がかからないというわけではありません。

● NPO の法人格は「行政のお墨付き」なんですか？

NPO 法人は行政に活動が認められた、というものではありません。NPO 法人は、書類に不備がなく、NPO 法などの関係法令に抵触する点がなければ、基本的には認証されることとなっています。

市民に認証申請書類の縦覧期間を設けているのは、市民が NPO 法人を育て、市民が主体的に地域の課題解決に参画できるように、という NPO 法の趣旨に則ったものです。

● NPO 法人になれば助成金や補助金が得られるのですか？

助成金や補助金等の申請要件に法人格の有無が問われることはありますが、NPO 法人だからといって直ちに助成金や補助金が得られることはありません。助成金や補助金等は、あくまでその団体がおこなう活動に対して支給されるもので、活動の内容が評価されることが前提です。

● NPO 法人の財源は？

ほとんどの NPO 法人は会費制度を有しており、活動に賛同してくれている方からの会費や寄付金を主な収入源としているようです。また積極的に収益事業を展開している NPO 法人もあります。

さらに、介護保険制度や障害福祉サービスに基づく事業を行っている場合は事業に応じた収入がありますし、助成事業や補助金事業、受託事業を展開している場合は助成金、補助金、事業委託費などの収入があります。

バランスのとれた財源を確保し、安定した事業運営を目指すことが必要です。

● NPO 法人は特定の個人や団体に寄附できますか

NPO 法第 3 条に「NPO 法人は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない」とされていますので、特定の個人や団体に寄附することを定めることは認められません。

● NPO 法人の役員になるための制限はあるの？

法律上、以下の方は役員（理事・監事）になることはできません。

(1) 破産者で復権を得ない者、(2) 禁錮以上の刑に処せられ、2 年を経過しない者、(3) 暴力団の構成員など。

また、親族については配偶者もしくは 3 親等以内の親族は、1 人を超えて含まれ、または役員総数の 1/3 を超えないことという制限があります。

(例) 役員の総数が 6 人以上の場合に、本人以外に配偶者もしくは 3 親等以内の親族が 1 人まで役員になれます。

監事は、理事やその法人の職員を兼

ねることが禁止されていますが、理事についてはこのような規定はありません。法人の職員が理事になることは可能です。

● 複数の NPO 法人の役員は兼務できるの？

それぞれの法人で役員としての職務を担うことができるのであれば、問題はありません。

● 介護保険サービス事業・障害福祉サービス事業をしたい

NPO 法人として介護保険・障害福祉サービス事業を行う場合は、NPO 法人の各種届出とは別に申請が必要です。

介護保険サービス事業は各振興局健康福祉部（和歌山市で事業をおこなう場合は和歌山市役所指導監査課）、障害福祉サービス事業は各振興局健康福祉部（和歌山市で事業をおこなう場合は和歌山市役所障害者支援課、ただし子どもに関する事業に限り県庁の障害福祉課）が窓口となっていますので（2021 年 6 月現在）、そちらにお問い合わせください。

なお、定款第 5 条（事業）に当該事業名を盛り込まなければならない場合がありますので、ご注意下さい。



NPO にまつわる Q&A

ここからは NPO 全般にまつわる Q&A をもう一段掘り下げてご紹介します。NPO とひとくちについても様々なジャンルがありますし、団体の人数や構成、形態などもまちまちで非常に多彩なのが特徴でもあります。それが逆に NPO ってわかりづらい、といった声につながっているのも事実。NPO についての疑問を少しでも解消いただき、日々の取り組みに活かして下さい。

「非営利」ってなに？

非営利は「非収益」「非報酬」のことではありません。株式会社が株主に配当をするように利益を構成員で分配しないことを指します。仮に剰余金が発生した場合は翌期に繰り越し、事業に役立てることになります。

活動をするには消耗品費や交通費・通信費などのほか、事業を円滑に進めるために必要な事務所費・人件費など、様々な費用がかかります。会費や寄附金収入だけではなく、事業収益や補助金・助成金収入などを積極的に得ることは、NPO の継続的・安定的な運営にとって欠かせません。

法人税がかかることを必要以上に警戒している団体も見受けられますが、組織の持続・発展には法人税を支払うくらいの収益事業の展開や、「経営」の感覚を持つことが必要と思われる。

「認証」ってなに？

よく NPO 法人の設立について「認可」という表現をとられる方がいらっしゃいますが、NPO 法人の設立は「認証」です。「認証」とは、法律等に沿った形で書類が作成され、正当な手続きが行われていることを公の機関が認めることで、NPO 法人の主たる事務所を置く都道府県や政令指定都市が認証の担当となります。

NPO 法人では設立だけではなく、定款の重要な変更も所轄庁の「認証」が必要です。

認証手続きの際には、一般の方に認証申請内容を見ていただくことができる「縦覧」の期間を2週間おくことなどが NPO 法で定められていますので、申請書類を提出されてすぐに認証されることはありません。

法人格はとるべき？

すべての団体に法人格が必要とは限りません。団体にとって法人格という「手段」が役に立つかどうかによります。法人格は、社会に貢献したいという思いを形（活動）にして実現するための手段といえます。

比較的自由に活動できる「任意団体」と違って、法人になる「権利」を得れば、それに伴う「義務」（法に沿った運営、情報公開、納税など）も生じますし、運営に関する事務量も確実に増えることが想定されます。

したがって法人化は、今後団体がおこなう活動内容、事務局体制、活動の継続性、期待できる成果、想定される事務作業等の分量を踏まえながら、団体内で十分に検討し、理解・共有することが必要です。

法人格を取得せず活発に活動をおこなっている団体も多数あります。

活動を知ってもらうには？

NPO が社会のためにどんなにいい活動をしていても、みなさんがその活動や情報を知らなければ、NPO のことを理解することはできません。

NPO の情報発信手段としては、チラシやマスコミへのリリースのほか、Web サイトやブログ、Twitter、Facebook などインターネットによる発信が増えています。

NPO はとかく、想いを訴えたいがあまり、活動の趣旨が伝わりにくい広報に陥りがちです。想いが一般の方に簡潔に伝わる、見やすい広報を心がけるといいかと思われます。第三者に広報物をチェックしてもらうのも効果的です。

和歌山県 NPO サポートセンターはじめ、県内の市民活動支援施設の情報発信媒体もぜひご活用下さい。

活動資金の集め方は？

2018年に和歌山県 NPO サポートセンターが県内の NPO・ボランティア団体を対象に実施した調査では、団体の課題として「資金難」を挙げる団体が約4割にのぼっていました。

活動資金を会費や寄附で集める場合は、団体の目的や活動などをわかりやすくまとめたリーフレットなどを用いて、依頼するのが効果的と思われます。またウェブサイトや NPO データベースなどでの情報公開のほか、日常の活動をニュースレターやブログなどを通じて随時発信するのも団体への信頼感を高めるうえで重要です。

助成金や補助金等の外部資金の獲得を目指す場合におこないたい事業を簡潔に記載できるよう、日頃から団体のプロフィールや活動内容をとりまとめておくのが便利です。

職員を雇用したい

NPO 法人として職員を雇用することはできます。雇用に関する取り扱いは一般企業等とほとんど変わりません。

職員を雇用すると、労働条件にもよりますが、労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険（協会けんぽ・厚生年金・児童手当・介護保険）などに加入する必要があります。これらは個人給与から控除する費用に加え、法人負担も必要ですので、人件費積算の際にはお忘れなく。また源泉徴収も必要です。

さらに、労働基準法など関係法令にならった適切な人事管理が必要です。就業規則、賃金規程など諸規程の整備も求められるようになります。

NPO 法人の役員は無報酬であることが多いこともあり、役員と有給職員との意識のズレが起こりやすいのも事実。定期的な意見交換の場を設けるなど、NPO 法人の役員が一丸となって、NPO 法人が掲げるミッション達成に向けた取り組みを進められるよう、組織運営の工夫を図るのが望ましいと思われます。



NPO について知るウェブサイトは？

和歌山県内の NPO について知るには、和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」をご利用ください（URL <https://www.wakayama-npo.jp/>）。この冊子に掲載されている以外の NPO にまつわる Q&A や NPO 法人などの Web サイトへのリンク集、和歌山県認証 NPO 法人の一覧ページ、和歌山県庁による NPO 法人の様々な手続きに関する書類の様式や記載例を掲載したダウンロードページへのリンクもあります。ぜひ、お使いのインターネットブラウザのブックマーク（お気に入り）に登録して下さい。

NPO に関するイベントについては、「わかやま NPO 広場」内の「イベント情報ブログ」などでご覧いただけるほか、ブログ掲載内容をコンパクトにまとめてお送りするメールマガジンも毎月1日・15日に配信していますのでご活用ください。

また、行政による NPO 支援施策の情報は和歌山県庁県民活動団体室 Web サイト（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/>）をご覧ください。こちらでは、和歌山県の NPO 関連予算の一覧、和歌山県内市町村から寄せられた NPO 支援施策の情報、行政と NPO との協働事業（委託・補助・その他）の実績などが確認できます。

NPO の活動には様々な「情報」が資源として欠かせません。様々な手段を駆使して、情報を入手して下さい。

給与は支払ってもいい？

NPO 法人で働く職員に対して、労働の対価としての給与を支払うことについては法的な制約はありません。通勤費や勤勉手当のような手当を支払うことも問題はありません。

NPO 法人の役員に対して、役員を務めたことに対する報酬を支給することについては、NPO 法により支給できるのは役員総数の1/3までと定められています。なお、職員を兼ねている役員に対して、労働の対価としての給与を支払うことについては差し支えありません。ただし、理事長など一定の役職がある理事への給与の支払いについては、税法・労務上のルールが変わることがありますのでご注意ください。

収益事業とは？

NPO 法人は「原則非課税」なので、収益を得る事業すべてが課税対象にはなりません。しかし、①「法人税法」に定める 34 業種の事業を、②事業場を設けて、③継続しておこなう、の 3 つの条件を全て満たす収益事業は法人税の課税対象となり、税務署等への申告・納付等の義務が発生します（一般に「税法上の収益事業」などと呼ばれます）。非営利事業といえども、他の営利法人格との不平等をなくすためにこのような規定になっているといわれています。

その収益事業が「税法上の収益事業」に当てはまるかどうかの判断は事業の実施形態によるほか、例外もありますので、税務署等にお問い合わせ下さい。

「その他の事業」とは？

NPO 法人は、定款に定めがあれば、特定非営利活動に係る事業以外の事業をおこなうことができます。これを「その他の事業」と呼びます。

「その他の事業」で上がった収益は全額を特定非営利活動に係る事業に繰り入れる必要があります。また特定非営利活動に係る事業の事業規模よりもその他の事業の規模が大きくなるようにしなければなりません。

また「その他の事業」でも税法上の収益事業に相当する事業を実施した場合は、法人税の課税対象に当たります。

NPO 法人が継続して、かつ、他の NPO や行政・企業などと手を携えながら地域課題解決に向けてチャレンジをおこなうためには、組織としてしっかりとした事務基盤を有することが重要です。

職員を雇用する・しないに関わらず、法人の事務を着実に進めることは、NPO 法人の信頼性を高めるだけでなく、10 年、20 年と組織を維持していくために欠かせないことです。



委託事業は課税対象？

NPO 法人が行政等から事業を受託するケースが多々ありますが、事業受託は税法上の収益事業の 1 つ「請負業」に当たるケースが多いといわれています。

一方で、委託事業のなかには、事業終了後、費用の精算時に剰余金が出た場合は差額の返金や契約を変更するなどして、かかった実費しか入金されないケースもあります。この場合は「実費弁償」といい、税法上の収益事業から除外されることがあります。

委託事業の実費弁償については NPO 向け会計関連書籍などでも紹介されていますし、法人税の「基本通達」も発表されていますので、参考にしてください。

ちなみに、補助金収入や助成金収入は法人税非課税になるケースが一般的ですが、用途等により例外がありますので、注意が必要です。

NPO の会計の方法は？

NPO 法人の会計は「NPO 法第 27 条各号に掲げる原則」によるとされています。これは、①正規の簿記の原則、②真実性・明瞭性の原則、③継続性の原則、の 3 つを指します。

正規の簿記の原則とは、収支のすべてが網羅的に記録されていること（網羅性）、会計記録が検証可能な証拠資料に基づくこと（立証性）、すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること（秩序性）の 3 つを指します。

このほか、真実性・明瞭性の原則とは、真実な内容をはっきりわかりやすくまとめること。継続性の原則とは、一度決めた会計の方針はみだりに変更しないこと、とされています。

会計はしっかりと記録することを心がけましょう。

NPO 法人への寄附は控除対象？

一般の NPO 法人に寄附をしても、寄附金控除などの対象にはなりません。

NPO 法人のなかで、寄附金控除の対象となるのは認定（特例認定）NPO 法人に限られています。

NPO 法人が寄附を受けたら

NPO 法人が寄附を受けた場合は、寄付者への領収書発行やお礼などの謝意を届けるだけではなく、ニュースレターやチラシの送付など、法人の日常的な活動をお伝えして、その後も引き続き活動に共感を持っていただけるような工夫をするといわれています。

寄附者名簿を作成しておき、住所や名前などのほか年月日や寄附のきっかけなどを記録しておくことで寄附の傾向をつかめるのでおすすめです。

寄附いただいた方のお名前を会報誌などでご紹介する団体もあるかと思いますが、なかにはいろいろな事情で寄附したことを一般には公開されたくないという方もいらっしゃると思いますので、ご本人の承諾を取ってからにしたほうがよいでしょう。

認定 NPO 法人ってなに？

NPO 法人のなかで、公益性が高く、幅広く寄附を集めていること、組織運営や事業活動が適正であることなどが所轄庁に認められた団体を「認定 NPO 法人」といいます。

認定 NPO 法人が行う「特定非営利活動にかかる事業」に寄附をした場合、寄附金控除（所得控除）または税額控除を適用できます。また、相続財産を寄附した場合の相続税優遇やみなし寄附金制度などの税制上の措置もあります。

また、設立 5 年以内で、寄附の実績以外の要件を満たす団体に対して特例的に認定する「特例認定 NPO 法人」の制度もあります。特例認定 NPO 法人の行う「特定非営利活動にかかる事業」への寄附金についても寄附金控除（所得控除）または税額控除を適用できますが、相続税優遇など他の税制優遇はありません。

認定 NPO 法人になるには？

認定 NPO 法人になるための条件は以下の 9 つです。

1. パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます）
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50% 未満であること
3. 運営組織及び経理が適切であること
4. 事業活動の内容が適正であること
5. 情報公開を適切に行っていること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
8. 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること
9. 欠格事由のいずれにも該当しないこと

「PST」とは年間 3,000 円以上の寄附を 100 名以上から集めていること（絶対値基準）もしくは、経常収入金額に占める寄附金等の割合が 20% 以上（相対値基準）のどちらかを満たしていることを判定する指標です。

実際の認定申請の際には、上記の 9 つの条件を客観的に証明できる書類の作成・提示が必要です。例えば寄附者の住所や氏名、入金日や寄附額が記された「寄附者名簿」、運営組織や経理が適切に行われていることを調べるための「役員報酬規程」や「職員給与規程」「総勘定元帳」などが求められます。また公認会計士もしくは監査法人による監査か、青色申告法人と同等の帳簿がつけられていることも必要です。

特例認定 NPO 法人は設立の日から 5 年を経過しておらず、かつ過去に認定もしくは特例認定を受けたことがない法人が申請することができます。上記のうち 1 以外の条件を満たせば特例認定が受けられます。

なお、会費は一般的には PST の判定上、寄附金の額として取り扱うことができません。ただし、会費という名目でも対価性が認められない会費は、PST の判定上、寄附金として取り扱えます。

認定・特例認定 NPO 法人を目指す場合は、資料作成等にかかる事務量の増加に注意が必要です。また、継続して寄附を受け入れるための共感を呼ぶプログラムづくりなどを進める必要がありますので、法人としてじっくりと検討する必要があります。

なお、認定・特例認定 NPO 法人の制度などについて詳しくは和歌山県発行の「認定特定非営利活動法人制度の手引き」などをご確認下さい。また、認定・特例認定を目指す場合は事前に所轄庁に相談下さい。

ご利用ください

和歌山県 NPO サポートセンター



「和歌山県 NPO サポートセンター」は県民のみなさんの NPO・市民活動を強力にバックアップします！

〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9 階

TEL 073-435-5424 FAX 073-435-5425

URL <https://www.wakayama-npo.jp/>

E-mail info@wakayama-npo.jp

開館日・業務時間

平日・土曜日 9:00～20:50 (21:00 施錠)

日曜日 9:00～17:30 (17:30 施錠)

休館日 毎週月曜、祝祭日、12月29日～1月3日

■サークル活動室

NPO 活動を支援する様々な事務機器を備えています。実費のご負担でご利用いただけます。



■相談スペース

NPO 法人設立や運営など、NPO にまつわる様々なご相談に応じています（事前予約制）。

また、パンフレットラックで NPO などの情報を発信。長尺プリンタもあります。



各種機器のご利用には「利用団体登録」が必要です。

民間非営利活動をおこなっていることが条件となります。お申込み・お問い合わせは NPO サポートセンターにお知らせ下さい。

■各種講座 NPO に関する講座を県内各地で開催しています。

■メールマガジン 毎月 2 回、メールマガジンで様々な情報をお届けしています。配信のお申込みは右側の QR コードから可能です。



和歌山県 NPO ガイドブック (第 4 版)

2021 年 6 月 10 日発行

編集：特定非営利活動法人わかやま NPO センター

〒640-8331 和歌山市美園町 5-6-12

TEL 073-424-2223 FAX 073-423-8355 URL <http://www.wnc.jp/>

改訂：和歌山県 NPO サポートセンター